

条例全文 (大井・山北・開成町)

団体等	大井町 大井町自治基本条例 平成21年3月16日 条例第1号	山北町 山北町自治基本条例 平成24年12月7日 条例第19号	開成町 あじさいのまち開成自治基本条例 平成20年3月11日 条例第2号
構成	<p>前文 第1章 総則(第1条―第3条) 第2章 まちづくりの基本原則(第4条―第6条) 第3章 町民のまちづくりへの参画(第7条・第8条) 第4章 議会の役割と責務(第9条・第10条) 第5章 町の役割と責務(第11条―第17条) 第6章 住民投票(第18条) 第7章 自然環境と調和したまちづくり(第19条) 第8章 条例の見直し(第20条) 附則</p>	<p>前文 第1章 総則(第1条～第3条) 第2章 基本原則(第4条～第5条) 第3章 町民の権利及び責務(第6条～第7条) 第4章 まちづくりと地域活動(第8条～第9条) 第5章 町の役割と責務(第10条～第18条) 第6章 議会の役割と責務(第19条) 第7章 住民投票(第20条) 第8章 子ども及び高齢者のまちづくりへの参加(第21条～第22条) 第9章 広域連携(第23条) 第10章 条例の見直し(第24条) 附則</p>	<p>前文 第1章 総則(第1条～第3条) 第2章 町民 第1節 町民の権利及び責務(第4条～第6条) 第2節 社会参画(第7条・第8条) 第3節 町民活動(第9条・第10条) 第3章 議会及び議員(第11条・第12条) 第4章 町長等(第13条～第15条) 第5章 町政運営 第1節 町政運営の基本原則(第16条) 第2節 情報の共有と参加(第17条～第21条) 第3節 政策の推進(第22条～第27条) 第6章 条例の位置付け(第28条・第29条) 附則</p>
前文	<p>大井町は、足柄平野の温暖な気候にはぐくまれ、富士山の雄姿を望める恵まれた自然環境の中で発展を遂げてきました。 私たちは、先人が積み重ねてきた歴史を学び、その功績に感謝し、引き継いだ自然環境を大切に守り、文化の香り高いまちを目指します。 また、恵まれた自然環境や歴史・文化を継承し、将来にわたって安全・安心で住み心地のよいまちにしていけるためには、町民、議会及び町が、地域の課題は地域で解決することの重要性を認識した上で、それぞれの役割分担のもとに、主体的に活動する必要があります。 私たちは、大井町民憲章にうたわれた自治の実現を目指し、町民、議会及び町の三者で協働してまちづくりを進めるためにこの条例を制定します。</p>	<p>わたしたちのまち山北町は、神奈川の屋根「西丹沢」山系の表玄関に位置し、清流や豊かな森林に恵まれ、先人達のたゆまぬ努力と英知によって、歴史と文化を守り育んできました。 このような先人が、守り育んできた歴史、文化や美しい自然環境は後世に引きついでいかなければなりません。 わたしたちは、わたしたちのまちを守り育てていくために、「日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できるまち」を目指します。かかるまちづくりの理想を実現していくため町民自らが地域のことは地域で考えて、積極的にまちづくりに参画する協働のまちづくりを進めていくため、まちづくりの基本原則としてこの条例を制定します。</p>	<p>私たちのまち開成は、酒匂川の清流に恵まれた、田園の緑あふれる人情豊かな町です。 私たち町民は、「学問、知識を開発し、世のために務めを成す」という町の名の由来にもなった「開物成務」という精神を大切に、先人から受け継いだ自然や歴史、文化を尊重して、助け合い自治の心でまちづくりを進めてきました。こうした自治の伝統は、将来にわたり継承すべきまちづくりの財産です。 開成町の自治は、町民のためのものであり、私たちは、すべての人が安心して暮らせるふるさととして守り育てていくため、町民自らが主役となり行動していきます。 議会及び町長は、このような住民自治の精神にのっとり、町民の信頼にこたえ町民と協働して町政を運営していかなければなりません。 ここに、私たちは、開成町の自治の理念を共有し、更なる発展のため、あじさいのまち開成自治基本条例を制定します。</p>
	(目的)	(目的)	(目的)
第1条	<p>第1条 この条例は、大井町(以下「本町」という。)における自治の基本方針を明らかにするとともに、まちづくりの基本原則を定め、協働のまちづくりを推進して、町民主権の自治の実現を図ることを目的とします。</p>	<p>第1条 この条例は、山北町のまちづくりの基本方針を明らかにし、町民の権利及び責務並びに町及び議会の責務を定め、町民一人ひとりが互いに協力して日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できる協働のまちづくりを進めるために必要な事項を定め、自治の推進を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、町における自治の基本理念を定めるとともに、町民、議会及び執行機関の役割や責務を明らかにし、町民主体の自治の推進を図ることを目的とします。</p>
	(条例の最高規範性)	(この条例の位置付け)	(用語の定義)
第2条	<p>第2条 この条例は、自治に関する基本的な方針を定めた最高規範であり、町民、議会及び町は、この条例を尊重するものとします。 2 議会及び町は、他の条例、規則等の制定及び改廃、基本構想その他各種計画の策定並びに政策の立案及び実施に当たり、この条例と整合を図らなければなりません。</p>	<p>第2条 この条例は、まちづくりを進めるうえで基本となるものであり、山北町で別に条例、規則を定める場合には、この条例に定める事項を遵守しなければならない。 2 既に定められている条例及び規則の見直しをする場合には、この条例に定める事項を遵守しなければならない。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 (1) 町 町民、議会及び執行機関によって構成される自治体をいいます。 (2) 町民 住民(町内に住所を有する者をいいます。以下同じ。)、町内で働く者、学ぶ者及び事業活動を行うものをいいます。 (3) 執行機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。 (4) 共助 町民同士が地域の中で助け合うことをいいます。 (5) 協働 町民、議会及び執行機関が、町の課題解決のために対等な立場で、お互いに補い合い協力することをいいます。</p>
	(用語の定義)	(用語の定義)	(基本理念)
第3条	<p>第3条 市民及び市は、市民力を生かし、それぞれが自治の担い手として協働することを基本とした自治(以下「市民自治」という。)の推進を目指すものとする。</p>	<p>第3条 この条例において、次の各号に定める用語の定義は次のとおりとする。 (1) 町民 町民とは、以下の各号に定めるものをいう。 ア 町内に在住する者 イ 町内に在学する者 ウ 町内に在勤する個人及び町内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体 (2) 町 普通地方公共団体としての山北町の執行機関をいう。 (3) 議会 山北町議会をいう。 (4) まちづくり 町民、町及び議会が自ら主体となって、第1条で定める目的を達成するために必要な諸活動をいう。 (5) 協働 町民、町及び議会がそれぞれの立場を尊重して、互いに協力して活動することをいう。 (6) 参画 単にまちづくりに参加するだけでなく、企画立案の段階から主体的に加わり活動することをいう。 (7) 地域 町域及び自治会区域等の区域をいう。 (8) 自治 町民がまちづくりに参加し、その意思と責任に基づきまちづくりが行われるほか、地域の公共的活動を自ら担い、主体的にまちづくりを推進することをいう。</p>	<p>第3条 町は、町民による自治活動を基本に、町民同士の共助を大切にしたい町民主体の自治を推進します。 2 町民、議会及び執行機関は、それぞれの責務と役割に基づいて、自治の推進に努力するとともに、お互いの自主性を尊重しながら協働して住みよい町の維持・発展に努めるものとします。 3 町は、地方自治の本旨に基づいて、自立した自治体としての運営をめざします。</p>

	(参加の原則)	(協働の原則)	(町民の権利)
第4条	第4条 町民は、まちづくりに自主的に参加することを基本とします。	第4条 町民、町及び議会は、次の各号で定める理念を実現するため、相互に協働してまちづくりを進めることを原則とする。 (1) 町民一人ひとりがより幸せを感じることができるまちづくり (2) 町民一人ひとりが安全安心に暮らすことができるまちづくり (3) 山北町の豊かな水源や自然を大切に守り育み活用するまちづくり (4) 山北町の伝統文化を守り継承するまちづくり (5) 相互関係と信頼関係を深め、お互いの知恵と力を出し合うことができるまちづくり	第4条 町民は、安全で安心できる生活を営む権利を有します。 2 町民は、自治の主体であり、町政及び地域の自治活動に参加する権利を有します。 3 町民は、町政に関する情報を知る権利を有します。
	(協働の原則)	(情報共有の原則)	(町民の責務)
第5条	第5条 町民、議会及び町は、協働してまちづくりを行うよう努めるものとします。	第5条 町民、町及び議会は、協働のまちづくりを実現するために必要な情報の共有をすることを原則とする。 2 町は、個人情報の収集等取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより適正に行うものとする。	第5条 町民は、自治の主体であることを自覚し、自治を推進するために行動する責務があります。 2 町民は、町政参加にあたって、自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。
	(情報の取り扱いの原則)	(町民の権利)	(事業活動を行うものの責務)
第6条	第6条 町民、議会及び町は、まちづくりに関する情報を、原則として共有するものとします。 2 町民、議会及び町は、まちづくりを進める上で必要不可欠な情報を、原則として公開するものとします。 3 個人情報の取扱いは、適正に行わなければなりません。	第6条 町民は、自由意思に基づいてまちづくりに参加する権利を有するものとする。	第6条 町内で事業活動を行うものは、地域社会を構成する一員として、社会的責任の重要性を認識して暮らしやすい地域の発展に努めなければなりません。
	(町民の役割と責務)	(町民の責務)	(対等な社会参画)
第7条	第7条 町民は、自らの意思に基づいて、まちづくりに参画する権利があります。 2 前項に規定する権利は、人種、信条、性別又は社会的身分の違いにかかわらず、平等でなければなりません。 3 町民は、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、良識をもって、町民相互の意見を尊重しなければなりません。	第7条 町民は、まちづくりに参加する責務を有するものとする。 2 町民は、まちづくりに参加するうえで、他の人の意見や活動等を尊重し、自らの発言又は行動に責任を持つよう努めなければならない。 3 町民は、納税等必要な義務を負うものとする。	第7条 町は、男女をはじめすべての町民が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できるように努めなければなりません。
	(自治会)	(自治会等まちづくり)	(子ども)
第8条	第8条 自治会とは、まちづくりを町民が主体的に行うための中心的な役割を担う組織をいい、住民は、原則として自治会に加入しなければなりません。	第8条 自治会等は、町民が地域で協働のまちづくりを進めるうえで中心的役割を担うものとする。 2 町民は、自治会の役割を理解して、積極的に活動に参画するよう努めなければならない。	第8条 町は、子どもが健やかに育つ環境をつくる責務があります。 2 子どもはその年齢に応じて、地域活動に参加し、自らの意思を表明することができます。
	(議会の役割と責務)	(地域活動の支援)	(地域の自治活動)
第9条	第9条 議会は、直接選挙により選出された議員によって構成される町政の議事機関であり、町民の意思が町政に反映されるよう努めなければなりません。 2 議会は、町政運営が適正に行われるよう、監視機能を果たすよう努めなければなりません。 3 議会は、議会活動について町民と情報の共有を図り、開かれた議会運営に努めなければなりません。	第9条 町民及び町は、自治会等の地域課題の解決の主体としての地域組織の活動支援に努めなければならない。	第9条 町民は、共助の精神に基づき、地域の自治活動に積極的に参加、協力することに努めるものとします。 2 町は、地域の自治活動の重要性を認識し、その発展と育成に努めるものとします。 3 町民は、地域の自治活動に参加しないことを理由に、不利益を受けることはありません。
	(議員の役割と責務)	(町長の役割及び責務)	(町民公益活動)
第10条	第10条 議員は、町民の信託に応え、前条に規定する事項を実現するよう、公正で誠実に職務を遂行しなければなりません。	第10条 町長は、町民の信託に応え、協働のまちづくり実現のため誠実に職務を遂行しなければならない。 2 町長は、町の職員を適切に指揮監督するとともに、一人ひとりの資質及び能力の向上を図り魅力あるまちづくりの実現に努めなければならない。	第10条 この条例において「町民公益活動」とは、自発的、自主的に行われる非営利の活動で、社会的な課題を解決し、よりよい社会づくりに寄与することを目的とするものをいいます。 2 執行機関は、町民公益活動の重要性を認識し、その活動を促進するための施策を講じるよう努めるものとします。
	(町の役割と責務)	(町長の説明責任)	(議会の責務)
第11条	第11条 町は、町民の行う自主的で主体的なまちづくりを尊重しなければなりません。 2 町は、町民の意向を尊重して、町民参加を基本とし、公正で誠実に町政運営を行わなければなりません。	第11条 町長は、町政運営及び今後の展望について、町民に説明しなければならない。	第11条 議会は、常に町民の意見の把握に努め、町民の意思を町政に反映させるように努めなければなりません。 2 議会は、町民に開かれた場でなければならず、議会活動に関する情報の公開と説明をするよう努めなければなりません。
	(町長の役割と責務)	(町の役割及び責務)	(議員の責務)
第12条	第12条 町長は、町民の信託に応え、この条例を尊重して、公正で誠実に職務を遂行しなければなりません。 2 町長は、町政運営の内容や今後の展望等について、町民に説明するよう努めなければなりません。	第12条 町は、第1条で定めた目的を達成するため、町民との協働を図りながら、まちづくりを推進しなければならない。 2 町は、まちづくりの過程で、町民が参画するように努めなければならない。 3 町は、まちづくりをするうえで、必要な情報を町民に公開するよう努めなければならない。	第12条 議員は、町全体のために活動し、この条例の理念に基づいて、公正かつ誠実に職務を遂行するよう努めなければなりません。
	(職員の役割と責務)	(町職員の役割及び責務)	(町長の責務)
第13条	第13条 職員は、全体の奉仕者として公正で誠実に職務を遂行しなければなりません。 2 職員は、自ら町民としての自覚をもち、積極的にまちづくりに参加するよう努めなければなりません。	第13条 町職員は、第1条で定める目的を達成するため、自らも積極的にまちづくりに協力するよう努めなければならない。 2 町職員は、公正誠実かつ効率的に職務を遂行するとともに、自身の職務遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。	第13条 町長は、常に町民全体の福祉の向上のために職務を遂行し、町民のための町政を行わなければなりません。 2 町長は、町民の意向を適正に判断し、町政の課題に対処しなければなりません。 3 町長は、この条例を遵守し、条例の理念に基づいて職務を遂行しなければなりません。

	(行政運営の基本的な考え方)	(総合計画等各種個別計画)	(他の執行機関の責務)
第14条	第14条 町は、その将来像を示した総合的な計画を策定し、部門別計画と整合を図りつつ、行政運営を行うよう努めなければなりません。	第14条 町は、まちづくりを中長期的な視点で計画的に推進するため、総合計画を策定しなければならない。 2 町は、総合計画を策定する場合には、この条例を遵守しなければならない。 3 町は、総合計画を踏まえ、各種個別計画を策定しなければならない。	第14条 町長を除く執行機関は、その職務に応じて、町長と同様の責務があります。
	(財政運営)	(行政改革大綱)	(町職員の責務)
第15条	第15条 町は、長期的な視点で、計画的な財政運営を図り、効率的で効果的な財政運営に努めなければなりません。	第15条 町は、第1条で定める目的を達成するために効率的かつ効果的なまちづくりを推進するため、行政改革大綱を策定しなければならない。 2 町は、毎年度、行政改革大綱で定めた項目についての進捗状況を町民に公表するものとする。	第15条 町職員は、町民全体のために働く者として、この条例を遵守し、公正に職務を遂行しなければなりません。 2 町職員は、職務を適切に推進するために必要な能力の向上に努めるとともに、町民との協働の原則に基づき、職務を遂行しなければなりません。
	(行政評価)	(行政評価)	(町政運営の原則)
第16条	第16条 町は、効率的で効果的な町政運営を行うため、毎年度行政評価を実施しなければなりません。 2 町は、原則として前項の結果を公表し、政策の立案及び実施並びに予算及び組織の編成等に反映するよう努めなければなりません。	第16条 町は、効率的かつ効果的な町政運営を行うため、町の実施する施策等の評価を行わなければならない。 2 町は、前項の結果を公表するとともに、政策に反映させるよう努めなければならない。	第16条 執行機関は、公正で常に透明性の高い町政運営を行わなければなりません。
	(他の自治体等との連携)	(説明責任)	(情報の公開)
第17条	第17条 町は、広域的又は共通する課題の解決を図るため、他の自治体、神奈川県及び国と相互に連携し、協力するよう努めます。	第17条 町は、重要な施策等の企画立案及び実施にあたっては、町民にわかりやすく説明するよう努めなければならない。	第17条 町政に関する情報は、公開を原則とします。 2 前項の規定による情報の公開に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。
	(住民投票)	(町民からの意見聴取)	(説明責任)
第18条	第18条 町長は、町政に関する重要な事項について、住民投票を実施することができます。 2 住民投票の請求及び発議その他住民投票について必要な事項は、別に定めます。	第18条 町は、重要な計画の策定及び条例の制定等に際し、広く町民の意見聴取をしなければならない。 2 町は、総合計画等各種事業計画を策定する場合には、町民参加型の会議等を開催して意見聴取をしなければならない。 3 町民は、パブリックコメント制度に基づいて必要な提案を行うことができる。	第18条 執行機関は、町民に対し、町政に関する事項について情報の提供に努めるとともに、わかりやすく説明しなければなりません。 2 執行機関は、町民の意見、提案等に対して適切かつわかりやすく応答しなければなりません。
	(自然環境と調和したまちづくり)	(議会の役割及び責務)	(町民参加)
第19条	第19条 町民、議会及び町は、本町の恵まれた自然環境を後世に引き継ぐため、自然環境に十分配慮したまちづくりを行うよう努めなければなりません。 2 町は、政策を立案及び実施するときは、自然環境に十分配慮した施策を講じるよう努めなければなりません。	第19条 議会は、町民から選出される議員で構成される町の議決機関であることを認識して、町政運営を監視するとともに町民の信託に応えなければならない。 2 議会は、協働のまちづくりを進めるため町民の意見及び要望に関する公聴活動を行い、政策立案等に反映するよう努めなければならない。 3 議会は、議会の持つ情報を町民に公開するよう努めなければならない。	第19条 執行機関は、政策決定の過程において、町民が意見を表明し、参加できる手続きを講じるよう努めなければなりません。
	(条例の見直し)	(住民投票)	(住民投票)
第20条	第20条 議会及び町は、社会情勢等の変化に応じて、この条例の見直しの必要性を認めるときは、町民の意見を踏まえて見直しをすることとします。	第20条 町長は、町民生活に重大な影響を与える事項について、町民の意思を直接確認する必要があると認められた場合には、住民投票を実施しなければならない。 2 住民投票の結果は尊重されなければならない。 3 住民投票に関する請求及び発議要件等その他は、別に定めるものとする。	第20条 町長は、町政にかかわる重要事項について、直接住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。 2 住民投票を実施するときは、その事案ごとに、投票に参加できる者の資格の取扱い等を規定した条例を別に定めるものとします。 3 議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
	附 則	(まちづくりへの子どもの参加)	(住民投票の請求及び発議)
第21条	この条例は、平成21年4月1日から施行します。	第21条 子どもは、自ら取り組める範囲でまちづくりへの参加をするものとする。 2 町民は、子どもが夢と希望を持って未来を担うことができるよう、子どものまちづくりへの参加に積極的に取り組むものとする。 3 保護者は、子どもの手本となるよう、まちづくりへの参加を可能な限りするよう努めるものとする。	第21条 住民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を町長に請求することができます。 2 議員は、法令の定めるところにより、住民投票を規定した条例を議会に提出することにより住民投票を発議することができます。 3 町長は、住民投票を規定した条例を議会に提出することにより住民投票を発議することができます。
		(まちづくりへの高齢者の参加)	(総合計画)
第22条		第22条 高齢者は、経験及び知識を活かしてまちづくりへの参加をするものとする。	第22条 町長は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るために基本構想及びこれを具体化するための基本計画（合わせて「総合計画」といいます。）を策定するものとします。 2 町長は、総合計画の策定に当たっては、町民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ町民に提供し、広く町民の参加を得るものとします。
		(他の自治体との連携)	(財政運営)
第23条		第23条 町は、他の自治体と広域的な連携を積極的に進めなければならない。	第23条 町長は、財源を効率的かつ効果的に活用し、中長期的な視点に立って、健全な財政の運営をしなければなりません。 2 町長は、財政状況を町民にわかりやすい方法で公表しなければなりません。
		(条例の見直し)	(行政評価)
第24条		第24条 町は、社会情勢の変化その他、この条例の見直しの必要性を認められた場合には、町民の意見を踏まえて必要に応じて施行の日から概ね5年を目途に見直しをすることができる。	第24条 執行機関は、計画や事業の達成度や成果を評価し、その結果を公表するとともに、評価に基づいて行政運営の改善に努めなければなりません。
		附 則	(行政手続)
第25条		この条例は、平成25年4月1日から施行する。	第25条 執行機関が行う処分及び行政指導並びに執行機関に対する届出に関する手続に関しては、公正性と透明性が確保されなければなりません。 2 前項の規定による行政手続に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

			(個人情報の保護)
第26条			第26条 執行機関は、その保有する個人情報を保護するとともに、その適正な取り扱いに努めなければなりません。 2 前項の規定による個人情報の保護に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。
			(広域連携)
第27条			第27条 町は、ひとつの自治体だけでは解決することが困難な課題や自治体が連携した方が効果的な施策は、他の自治体と連携して取り組むことによって、その解決と推進に努めなければなりません。
			(条例尊重義務)
第28条			第28条 この条例は、町政運営の基本原則であり、他の条例の制定及び改廃に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければなりません。
			(条例の見直し)
第29条			第29条 この条例の見直しを行う場合は、広く町民の意見を聴くなど、町民参加の手続きを経なければなりません。
			附 則
			この条例は、平成20年4月1日から施行します。 附 則 (平成23年12月9日条例第21号) この条例は、公布の日から施行する。